

変更対照表

種類	変更前 (h a)	変更後 (h a)	摘要
防火地域	約 1 2 3	約 1 2 3	増減なし
準防火地域	約 7 6 1	約 7 6 3	2 . 2 h a の増
計	約 8 8 4	約 8 8 6	2 . 2 h a の増

防火・準防火地域指定基準（平成12年3月作成）

- (1) 容積率の高い商業地域及び高度利用地区については、防火地域又は準防火地域を指定する。（容積率500%以上の区域については、防火地域を指定）
- (2) 近隣商業地域及び建築物が密集している地域、又は密集の可能性がある地域については、準防火地域を指定する。（近隣商業地域の全て及び容積率300%以上の区域について指定）
- (3) 官公庁、文化施設など重要な施設が集中的に立地している区域で、防災上必要な地域について準防火地域を指定する。（山下町周辺官庁街及び鹿児島アリーナに指定）
- (4) 地域防災計画において、避難路が指定されている周辺地域においては、地震・火災時における避難の安全を図るため、準防火地域を指定する。（第一次緊急輸送道路に指定された道路の沿道部分に指定）